

第38回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	令和4年6月30日（木）10：30～12：05
開催場所	和光市役所3階 庁議室
出席者	森山裕紀子委員、竹村幸子委員、富澤幸男委員、松永安正委員、伊藤直良委員、木暮晃治委員、山崎雄一委員（以上7名出席） (事務局) 末永総務部次長兼情報推進課長、橋本課長補佐、柳下統括主査、宮澤主事補
議題	1 令和3年度個人情報保護取扱事務について 2 個人情報の保護に関する法律改正に向けた市の対応について 3 その他
資料	次第 I-1 令和3年度個人情報保護制度実施状況 I-2 個人情報に係る請求受付処理簿（令和3年度） I-3 個人情報取扱事務登録目録（令和3年度） I-4 個人情報目的外利用・外部提供登録目録（令和3年度） I-5 個人情報取扱事務 登録状況一覧表（要配慮個人情報） (令和3年度) 参考資料1 令和3年度情報公開制度実施状況 参考資料2 令和3年度公文書開示請求等受付処理簿 2 個人情報保護に関する法律改正に向けた市の対応について（案）

1 開会

10時30分開会。

2 総務部次長あいさつ

3 委員の紹介

*委員の自己紹介（委員名簿順に行う）
(森山会長→竹村委員→松永委員→富澤委員→伊藤委員→木暮委員→山崎委員)

*事務局の自己紹介

(末永次長→橋本課長補佐→柳下統括主査→宮澤主事補)

4 質問

* 末永総務部次長より森山会長へ質問事項の提出

5 議事

(I) 令和3年度個人情報保護取扱事務について

(森山会長) 議題(I)「令和3年度個人情報保護取扱事務」について事務局から報告をお願いします。

* 事務局からの説明(情報推進課 柳下統括主査)

令和3年度個人情報取扱事務について

資料I-1 「令和3年度個人情報保護制度実施状況」

資料I-2 「個人情報に係る請求受付処理簿」

資料I-3 「個人情報取扱事務登録目録(令和3年度)」

資料I-4 「個人情報目的外利用・外部提供登録目録(令和3年度)」

資料I-5 「個人情報取扱事務 登録状況一覧表(要配慮個人情報)(令和3年度)」

に基づき説明。

※個人情報保護・情報公開制度実施状況の請求件数及び内容については、広報6月号、和光市ホームページに掲載しています。

(森山会長) ただいまの説明について、何かご意見やご質問がござりますでしょうか。

(竹村委員) 総件数712件のうち、要配慮個人情報161件というのは多い方なんでしょうか、少ない方なんでしょうか。

(森山会長) どのくらい要配慮個人情報が登録されているかであるため、多い少ないというよりは、どの部局に登録が多いかということだと思います。実際、市で登録が多いのはどの部局でしょうか。

(事務局) 資料I-5で要配慮個人情報の登録状況をご確認いただけますが、保健福祉部の登録が最も多いです。

(森山会長) 市町村が保有する要配慮個人情報は、病歴や介護等に関する情報が多いかと思いますので、やはり福祉部門が多いということになります。

(松永委員) 目的外利用・外部提供が終了しているとはどういう意味ですか。一度登録すると終了はないものかと思いました。

(森山会長) 個人情報の目的外利用や外部への提供については、定期的ではなく一時的に利用する場合もありますので、その提供が終了したということになると思います。

個人情報開示請求は、予防接種の記録が多いのですね。

(竹村委員) 資料1-5の15番にいじめの記録とありますが、相談を受けた際のメモは個人情報になりますか。以前、相談員として相談を受けた際、メモについても開示請求を求められたことがありましたので。

(森山会長) 組織で共有している文書は開示対象となります。単なる手控えのメモ程度であれば開示の対象とはなりません。

他に、ご質問がないようですので、この辺で、ご質問・意見は終了とさせていただきます。

(2) 個人情報の保護に関する法律改正に向けた市の対応について

(森山会長) 続きまして、諮問事項である、議事(2)「個人情報の保護に関する法律改正に向けた市の対応」について審議します。事務局から説明をお願いします。

*事務局からの説明（情報推進課 柳下統括主査）

個人情報の保護に関する法律改正に向けた市の対応について

資料2 「個人情報保護に関する法律改正に向けた市の対応について（案）」

に基づき説明。

(森山会長) 非常に重い内容となります。皆さん方から、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

個人情報の取り扱いについては、各市町村がそれぞれの定義のもと運用しているため、全国で異なっており、例えば、死者の個人情報の取り扱いについても自治体で差があつたりしています。そのような中、オープンデータの活用を推進していくにも、なかなか進まないため、個人情報の取り扱いを統一し、個人情報保護委員会が統一的な運用をすることになりました。本件については、以前から議論がされていましたが、ついに実現されることになります。

今回、条例で定める部分について審議会で検討していた

だきたいということですので、個別に意見を伺っていきたいと思います。

ア 開示請求における手数料

(森山会長) 「開示請求における手数料」について審議します。現在、市では手数料は無料とし、コピー代や郵送代の実費のみを請求しているとのことです。市からは、現在の状況をスライドし、手数料は無料で、実費のみを負担してもらうという、現状維持の考え方を示されましたかがいかがでしょうか。

(松永委員) 手数料とはどういうものでしょうか。また、国の手数料はいくらですか。

(森山会長) 国の情報公開法に基づく手数料の場合、開示請求をする時に300円の印紙を貼って申請を行います。そのため、実際に1枚の写ししか交付されない場合も、300円を支払うことになります。開示をする時に必ず手数料が発生してしまうため、開示をする際の妨げになってしまっているところもあります。市の場合は、請求時は無料で写しを付するときにコピーに要した費用や郵送代のみを請求しているため、引き続き同様に取扱いたいという案になります。

(竹村委員) 市民が開示請求をし易くしたほうが良いと思います。手数料をとることで、開示請求がしにくくなることが懸念されますが、現状のままで良いと思います。

(富澤委員) 妥当だと思います。

(森山会長) 他にご意見が無いようでしたら、市の検討案でよろしいでしょうか。(一同了承)

イ 開示請求等の手続（開示決定等の期限）

(森山会長) 次に、開示決定までの期間について審議します。法律に基づくと「30日」、現行条例だと「10日」となりますが、市としては、情報公開条例の開示決定期限の「14日」に合わせたいという案が示されています。14日だと、法律に基づく30日より短くなりますが、現状の10日よりは長くなってしまうということになります。

一方で、個人情報開示請求と公文書開示請求の決定期限

を14日に統一することで、市の事務をより適正に行うことができるメリットもあると思います。また、現状の10日は、ビジネスディではなく、休日も含めた日数となるため、ゴールデンウィークなどの長期休みに当たってしまうと、対応する市も大変だとは思います。現状の10日は短い方だと思いますが、ご意見いかがでしょうか。

(竹村委員) 休日を含めた日数ではなく、市役所が開いている日で数えての14日で良いと思います。

(山崎委員) 法で30日と規定されているのであれば、30日でも良いかと思います。短く設定して、延長する方が市民からの心象が悪くなると思います。期間は30日とするが、実際は14日で対応するような運用にすれば良いのではないでしょうか。

(竹村委員) 市役所が開いている日で数えて何日とした方が、市民も受け入れやすいのではないでしょうか。

(森山会長) 皆さんの意見をまとめますと、①市の検討案のとおり14日とする。②法に基づき30日とするが、14日を努力目標とする。③14日とするがビジネスディとする。の3つの意見が出たということでよろしいでしょうか。また、延長については、法と同様の期間となりますので、市の検討案でよろしいでしょうか。(一同了承)

ウ 審議会等への諮問について

(森山会長) 次に審議会等への諮問について審議します。今回の法改正において、審議会についてどうするかは一つの争点となりました。そして、国は、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要がある場合、審議会に諮問することができると規定しました。現在の審議会においては、個人情報の利用やオンライン結合のことなど多くの事項について審議をしていただいている、イメージとしては国よりも10歩くらい前を歩いているような運用をしていたのですが、法律が強行規定になってしまっている関係で、審議会を設置するとしても専門的な知見による会議とすることになるような感じです。そのため、審議会は不要ではないかと判断するご意見もありますし、専門的知見を求める審

議会を設置しても良いのではないかとのご意見もあります。現在の運用ではオープンデータをするときには、各市町村が審議会を通さなければならなく、統一的な運用ができていなかつたため、国が専門的な審議会設置を求めたという背景があります。

審議会を設置するしないの判断ができるかとは思いますが、市からは規模を縮小しても審議会は設置するという案が示されています。

(伊藤委員) 元々、審議会を作った理由は何に基づいているのでしょうか。

(森山会長) 現在は、条例に基づき設置されています。地方自治体が先駆的に情報公開や個人情報について取り扱ってきて、それから遅れるかたちで国が取扱いを始めたのですが、国が運用してみると、すでに個人情報保護条例が市ごとバラエティある条例を運用していました。そのような中、和光市も条例で審議会を設置していますし、当時は審議会を設置することがスタンダードだったと思います。地方自治体の審議会は長い歴史がありますが、国が統一的な運用をしたいがため、今回法改正されたということになります。

(竹村委員) 和光市の場合も、昔から審議会が設置されており、市民と一緒に作るということでこのようなメンバーで行ってきました。国が専門的な知見による審議会とすると言っても、個人情報は地域によってそれぞれ異なるので、みんなで共有してみんなでやっていくものだと思います。専門的な会議と言われてしまうと引っかかる部分があります。和光市が当時審議会を設置した時の市民参加で進めていくという市民の思いから外れてしまうと思います。

(森山会長) そういう思いは多分にあると思います。個人情報は地方自治体から始まった文化でもありますので、市民を交えてという考え方もあると思いますが、今回法律がそのように規定してしまっていますので、審議会を設置するかしないかの判断をすることのみ検討できることになります。答申の意見として、個人情報・情報公開について市民が作り上げてきた歴史があるので独自の文化について尊重していただければ良かったなどのご意見を書かせていただければと思います。法改正後は、法による統一的解釈ができる

ることが多くなりますので、審議会は不要と判断することもできると思いますし、市として専門的知見による会議はあったほうがいいのではないかという考え方もあると思います。

(松永委員) 審議する内容にもよるかもしれません。例えば、最近の尼崎市のことについて和光市ではどのようにしているのかチェックすることで市民の安心感を得るだとかでしょか。現在の審議会のように、個人情報の取扱件数のみを審議するのはどうかと思うところもありますし、そういうことも含めて内容について取り決めする必要があるのでないでしょうか。

(森山会長) 審議会に求めているのは専門的知見による意見なので、尼崎市の事件でいうと個人情報の安全管理について規定どおり運用されているかを監査し意見を述べることなどが考えられるかと思います。例えば神奈川県で納税情報が入っていたハードディスクが流出してしまった事件がありました。これは、契約上はしっかりとしていて、委託先も再委託先も個人情報をしっかりと取り扱うという認証を得ていました。しかし、ハードディスクを廃棄する際に神奈川県に廃棄証明書を提出することになっていたのですが、これが提出されていなかったのです。実際、ハードディスクは初期化されていたのですが、初期化されても復元できるソフトがあり、復元した人から神奈川県に連絡があり発覚し事件となります。このことを受け総務省からは、ハードディスクを廃棄するときには物理的にその場で廃棄することについてガイドラインで示されました。今後は、技術の発展とともに対策も考えいかなければならなく、適切に監視監督をする必要があるため、専門的な知見による議論が求められているのではないかと思います。

(松永委員) 審議会を設置するのは誰なのでしょうか。

(森山会長) 市長が主導となり市が設置していくことになります。今回のように市から諮問を受け、専門的知見で審議し、専門的な知見による答申を提出する流れになると思います。

(松永委員) そういう観点であれば、専門的な審議会は必要であると思います。

(伊藤委員) 第三者の専門的知見によるチェックは必要かと思います

が、審議会の立ち位置が国が示しているものと違うのかと思います。市民目線で個人情報を見る必要があると思いますし、市も市民の意見を聴きたいということできただのがこの審議会だと思います。今回法律では、一般的な意見はいらないということですね。

(森山会長) 審議会という形ではいらないということになります。専門的な知見によりどうするか審議するものであって、市民からの監視監督という審議会ではないということになります。

(伊藤委員) 現状の審議会ではなくなった場合は、市民意見は議会が判断していくことになるかと思いますが、今回、専門的知識によるとなっていますが無理かなと思っています。尼崎の件にしても分かる人、つまりそれをした人に聴かないと、いくら市が審議会を設置したところで無理だと思います。

(竹村委員) 民生委員は自分の担当地区については、個人情報の開示請求ができることになっています。和光市では高齢者の見守りをしたいと審議会に提案し、現在、民生委員には担当地区の75歳以上の方の名簿を開示してもらえるようになっています。そういうこともあるので、あまりデジタルのチェックのことについて専門的知識をもらうだけではなく、開示の範囲についてもみんなでチェックをして決めていかなければならないと思います。自治会名簿についても個人情報との理由で開示されていませんが、市は地域包括ケアを推進し市民参加による取組みを行っています。そのような中、今までの審議会を継続せず、専門的な会議にしてしまうのはいかがなものかと思います。

(山崎委員) 専門的な知見ということになると、市民公募は含まないとの考えになるのでしょうか。

(森山会長) 法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要な場合と規定されていますので、基本的にはITであったり、法律であったりの専門家が選出されることになると思います。

(山崎委員) 市民に限定しているわけではないでしょうか。

(森山会長) 市民に限定しているわけではないと思います。限定してしまうと選出できない地域とかもありますので。

(富澤委員) 民生委員で高齢者名簿や要支援者名簿を取り扱っていま

ですが、今まで紛失・流出したこと也没有せんし、これからもないと思います。審議会を設置することは反対ではありませんが、設置するとやっかいかなとも思います。

(木暮委員) 本件には情報を使うこととそれをコントロールすることの二面性があると考えます。また、専門的知見については、その範囲と具体的な定義を共有することが重要と考えます。市民委員は積み上げがないので専門的なことといわれても無理があると思います。

(森山会長) その点については、ガイドラインの中で示されてくると思いますが、基本的には市民は含まれない考え方になるかとは思います。

それでは、審議会を設置した方がよろしいでしょうか。設置は不要でしょうか。

(富澤委員) 私は、後者のほうです。

(森山会長) 設置はいらないということですね。

(竹村委員) 審議会については、現状と変えなければならないということですか。専門的な委員と言いますが、本当に専門的なのかと思いますし、専門的な知見によるという点では審議会になじまないかと思います。審議会はいらないと思いますが、別の機関として設けてほしいと思います。

(森山会長) 別の機関とはどのようなものですか。

(竹村委員) 市が専門的なチェックを求めるのであれば、審議会としてではなくチェック機関として置けば良いと思います。必ず作らなければならぬのではなく、条例で作ることができるということですね。

(森山会長) 審議会は作っても作らなくても良いですが、条例で設置できる審議会は専門的知見による審議会になってしまい、市民参加の審議会を作ることはできなくなってしまいます。個人情報の取扱いについては、法改正により条例で決められることが限定されてしまします。先ほど事務局から説明がありましたが、条例で決められることは、手数料であったり、開示決定期限を短縮すること、条例要配慮個人情報についてなどになります。

個人的には、ITとか法律とかの専門家による審議会を設置してもいいかと思います。別途、依頼すると顧問料とかが発生したりしますので。

設置しても良いという意見もある一方、しなくても良いという両方の意見があるということで答申には記載したいと思います。（一同了承）

エ 個人情報ファイル簿の新設（個人情報登録簿の廃止）について

（森山会長）次に個人情報ファイル簿の新設について審議します。こちらについては、法で作成することが義務付けられていて、今まで作成していた個人情報登録簿と同様の役割を持つことから、登録簿は廃止し、個人情報ファイル簿のみを作成するということになります。ご意見はありますでしょうか。無いようでしたら、市の検討案でよろしいでしょうか（一同了承）

オ 行政機関等匿名加工情報制度について

（森山会長）次に行政機関等匿名加工情報制度について審議します。こちらは、オープンデータに活用する際などに用いられることがあります。都道府県は義務とされますが、市は任意であるため、他の自治体の動向を見ながら検討していくことがあります。実際、導入して提案等をしていくのも大変な作業となりますので、まずは様子見て良いかと思いますがいかがでしょうか。ご意見が無いようでしたら、市の検討案でよろしいでしょうか（一同了承）

カ 条例要配慮者個人情報について

（森山会長）次に条例要配慮者個人情報について審議します。要配慮個人情報の定義について、国の規定と条例が同じであることから、条例で新たな項目を規定しないということですので、よろしいかと思いますがいかがでしょうか。ご意見が無いようでしたら、市の検討案でよろしいでしょうか（一同了承）

カ 開示等請求における不開示情報の範囲について

(森山会長) 次に開示等請求における不開示情報の範囲について審議します。情報公開条例との整合性を図る規定を条例に設けるかどうかになります。今回、法と情報公開条例の比較等が示されてはいませんが、市は比較した上で必要に応じて対応していくと示していますがいかがでしょうか。ご意見が無いようでしたら、市の検討案でよろしいでしょうか（一同了承）以上で、検討すべき事項の審議は終了しました。

6 連絡事項等

(森山会長) それでは、予定された議題は以上でございますが、事務局から何かありますか。

(事務局) それでは、事務連絡を2点いたします。

まず、1点目は次回会議の日程についてです。次回会議は、8月31日（木）午前10時30分から市役所4階403会議室で開催いたします。

続いて、2点目は、議事3（2）で説明しました「個人情報保護に関する法律改正に向けた市の対応」についてです。本日皆様からご意見をいただきましたが、限られた時間での議論でしたので、会議後、ご意見がある場合は、7月14日（木）までに可能であればメールにてご提出いただきたいと思います。以上となります。

(森山会長) ご意見等がないようでしたら、以上をもちまして警戒いたします。本日はありがとうございました。

12時05分閉会